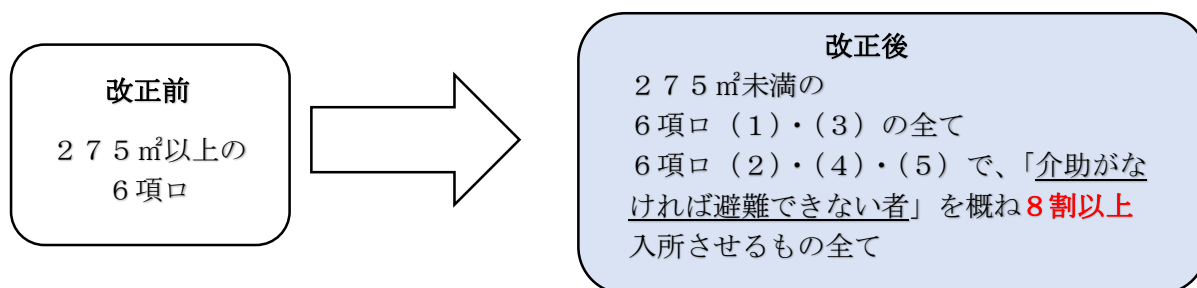


スプリンクラー設備を設置しなければならない対象物として、275㎡未満の消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物が追加されました。



6項口(1)～(5)とは？

6項口	施設名称	利用者
(1)	老人短期入所施設等	高齢者
(2)	救護施設	生活保護者
(3)	乳児院	児童
(4)	障害児入所施設	障害児
(5)	障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設	障害者



【介助がなければ避難できない者】とは？

- ・ 乳児又は幼児
- ・ 障害支援区分4以上の者のうち、次の者が入所者の8割以上を占める
 - 警報時に避難が認知できない者
 - 「危険の認識」→「全面的な支援が必要」
 - 「説明の理解」→「理解できない、理解できているか判断できない」
 - 警報時にパニックで行動が不安定になる者
 - 運動機能障害により自力ではほとんど移動できない者
 - 「移乗」「移動」→「支援や介助が必要」
 - 「多動・行動停止」→「ある」
 - 「不安定な行動」→「ある」



☆【スプリンクラー設備を設置することを要しない構造】

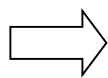
新たにスプリンクラー設備の設置が必要となる275㎡未満の6項口に掲げる施設について、「スプリンクラー設備を設置することを要しない構造」が見直されました。



「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造」のことで、当該構造を有する施設はスプリンクラー設備の設置を要しないとされています。

改正前

275㎡以上の
(6) 項口
にのみ適用できる



改正後

- ・ 275㎡未満の(6) 項口にも適用できるようになりました。
- ・ 100㎡未満の小規模な施設に対する新たな規定が制定されました。
- ・ 共同住宅の一部を(6) 項口(当該部分は275㎡未満)として利用する防火対象物に対する新たな規定が制定されました。

経過措置

